

学校心理士資格認定申請，教育職員免許状への付記について

1 大学院で修得しなければならない科目・単位

「学校心理士」資格は，申請条件を満たしたうえで，学校心理士認定運営機構に個人で申請するもの。学校心理士資格認定を申請する際の申請条件の一つとして，博士課程前期において次の8領域及び2実習についてそれぞれ1科目以上を修得しなければならない。

なお，教職開発プログラムの学生は学校心理士資格認定を教職大学院類型で申請する際の申請条件の一つとして，下表の教職開発プログラムの単位の修得が必要である。

学校心理士資格についての詳細は学校心理士認定運営機構のホームページで確認すること。

1	学校心理学	6	学校カウンセリング・コンサルテーション
2	教授・学習心理学	7	特別支援教育
3	発達心理学	8	生徒指導・教育相談，キャリア教育
4	臨床心理学	実習1	心理教育的アセスメント基礎実習
5	心理教育的アセスメント	実習2	学校カウンセリング・コンサルテーション基礎実習

2 大学院において修得すべき学校心理士に関する科目の単位

資格認定申請のために必要な領域並びに人間社会科学研究科において開講される科目は下表のとおりである（ はプログラムを示す）。

領域等番号	領域等	人間社会科学研究科 開講科目	
		教師教育デザイン学 (学校心理士資格科目及び特別支援専修免許科目)	教職開発
1	学校心理学	学校心理学	次の ～ の5領域全てを履修すること ただし合計16単位以上 教育課程の編成・実施に関する領域 [2単位以上] 教科等の実践的な指導方法に関する領域 [2単位以上] 生徒指導・教育相談に関する領域 [4単位以上] 学級経営・学校経営に関する領域 [2単位以上] 学校教育と教員の在り方に関する領域 [2単位以上]
2	教授・学習心理学	学習支援論	
3	発達心理学	知識構成論	
4	臨床心理学	学校臨床心理学	
5	心理教育的アセスメント	心理教育的アセスメント演習	
実習1	心理教育的アセスメント基礎実習		

※5領域は 履修基準の科目区分と同一

3 教育職員免許状への付記

博士課程前期修了時に教育職員専修免許状を取得見込みで，上記の領域等をそれぞれ1科目以上（ただし，「領域5」及び「実習1」については「心理教育的アセスメント演習」を履修する事により，「領域6」及び「実習2」については「学校カウンセリング論演習」を履修する事により，修得したとみなす）修得した者は，希望すればその専修免許状に「主として単位を修得した科目の分野：学校心理学」が付記される。

教職開発プログラム修了時に教育職員専修免許状を取得見込みで，上記の表の教職開発プログラムの単位を修得した者は，希望すればその専修免許状に「主として単位を修得した科目の分野：学校心理学」が付記される。